

年度	昭和27	28	29	33	38	46	52	54	55	58
税目				砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 90円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 180円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 270円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 90円			砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 180円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 360円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 540円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 180円			砂鉱を目的としないもの 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額 200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額 400円 砂鉱を目的とするもの 河床 延長 1,000メートルごとに 年額 600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額 200円
鉾 区 税										
狩 税	税率 2,400円	狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	前年度分の所得税を納付する義務を有しない者、又は農業を主たる生業とする者で、もっぱら自家労力によってこれを行う者 1,800円 その他の者 3,600円	甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者で 以外の者 3,600円 甲種狩猟免許を受ける者及び乙種狩猟免許を受ける者のうち、前年度の総所得金額が所得税法の控除額の合計に満たないもの、又は農業を主たる生業とするもので、もっぱら自家労力によってこれを行うもの 1,800円 丙種狩猟免許を受ける者 900円	甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で 以外の者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 700円 入猟税 1,000円 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 450円 入猟税 350円	甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で 以外の者 狩猟免許税 9,000円 入猟税 4,500円 入猟税 3,000円 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 2,000円 入猟税 3,000円 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円	甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で 以外の者 狩猟免許税 9,000円 入猟税 6,000円 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟免許税 4,000円 入猟税 6,000円 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 3,000円 入猟税 2,000円	狩猟免許税の名称を狩猟者登録税に改める。 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者登録税 9,000円 入猟税 6,000円 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないもの 狩猟者登録税 4,000円 入猟税 6,000円 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 狩猟者登録税 3,000円 入猟税 2,000円 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録又は当該登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 狩猟者登録 ~ の税額の1/2 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 入猟税 非課税	甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 狩猟者登録税 4,000円 入猟税 6,000円 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 本年度の県民税の所得割額を納める者 狩猟者登録税 10,000円 入猟税 6,500円 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 狩猟者登録税 4,500円 入猟税 6,500円 丙種狩猟免許を受ける者 狩猟免許税 3,300円 入猟税 2,200円	

(五十四年)平成十五年は狩猟者登録税及び入猟税
(二十八年)五十二年は狩猟免許税
(二十七年)以前は狩猟者税

税目	16	19	23
<p>鉾 区 税</p>			
<p>狩 獵 税</p> <p>(五十四年～平成十五年は狩獵者登録税及び入獵税) (三十八年～五十二年は狩獵免許税) (二十七年以前は狩獵者税)</p>	<p>狩獵者登録税、入獵税を、狩獵税に改める 網・わな獵免許又は第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で</p> <p>本年度の県民税の所得割を納める者 16,500円</p> <p>網・わな獵免許又は第一種銃獵免許に係る狩獵者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者</p> <p>11,000円 第二種銃獵免許を受ける者 5,500円</p> <p>放鳥獸獵区のみに係る狩獵者の登録から の税率の4分の1</p>	<p>網・わな獵免許を網獵免許とわな獵免許とに分割する。 網獵免許・わな獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で</p> <p>本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 8,200円</p> <p>当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 5,500円</p> <p>放鳥獸獵区のみに係る狩獵者の登録の税率の4分の1</p>	<p>対象鳥獸捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。 対象鳥獸捕獲員としての狩獵者の登録を受ける者、又は同一狩獵期間内に対象鳥獸捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩獵税の税率 各税率の2分の1</p>